

令和3年神審第27号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月2日16時30分

阪神港神戸第4区

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登録長 2.71メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 132キロワット

3 事実の経過

(1) 須磨海づり公園の構造等

須磨海づり公園（以下「海づり公園」という。）は、兵庫県神戸市が所有し、同公園図面によれば、第1釣台ほか2台の釣台で構成され、第1釣台は、南北方向に伸びる幅4メートル長さ240メートルの釣台で、20メートル間隔で立てられた、幅6メートルでH型の10本の支柱で支えられ、同釣台最下端部から海面までの高さは、高潮時で1.65メートルであった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、艇体前部に操縦ハンドルが、その後方に操縦席がそれぞれ設けられ、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を操縦席後部に同乗させ、両人とも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾0.25メートルの等喫水をもって、令和2年8月2日16時13分阪神港神戸第4区所在のヨットハーバーを発し、同区西方沖合の海域に向かった。

a受審人は、阪神港神戸第4区内を西行中、同乗者に操縦する意思の確認をしたところ、同人から操縦したい旨の申し出があったので一旦停止し、同乗者に操縦を行わせることとし、自らは操縦席後部に移動し、同乗者を操縦席に座らせ、16時19分半少し前須磨海づり公園塔灯（以下「公園塔灯」という。）から073度（真方位、以下同じ。）710メートルの地点を発進した。

発進するにあたり、a受審人は、同乗者が操縦免許を受有していないことを知っていたが、自身が操縦席後部に座り、同乗者の操縦に不安を覚えれば、操縦の補助をするので支障ないものと思い、自ら操縦を行わず、無資格の同乗者に操縦を行わせることとした。

こうして、a受審人は、無資格の同乗者に操縦を行わせて遊走を

続け、16時25分公園塔灯から267度1,200メートルの地点に至り、一旦停止したのち、帰航することとし、16時26分半同地点を発進すると同時に針路を083度に定め、毎時20.0キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

Aは、無資格の同乗者が同じ針路、速力で続航中、16時30分少し前海づり公園第1釣台の支柱間を通過しようとして機関を中立運転としたところ、16時30分公園塔灯から329度90メートルの地点において、原針路のまま、毎時5.0キロの前進行きあしとなったとき、同人の頭部が同台下端部に接触した。

当時、天候は晴れで、風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

その結果、同乗者が急性硬膜下血腫等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件同乗者負傷は、阪神港神戸第4区において、遊走する際、船長が、自ら操縦を行わず、無資格の同乗者に操縦を行わせ、海釣り公園の釣台の支柱間を通過しようとして、同乗者の頭部が同台下端部に接触したことによって発生したものである。

a 受審人は、阪神港神戸第4区において、無資格の同乗者を乗せて遊走する場合、自ら操縦すべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、自身が操縦席後部に座り、同乗者の操縦に不安を覚えれば、操縦の補助をするので支障ないものと思い、自ら操縦しなかった職務上の過失により、無資格の同乗者に操縦を行わせ、同人の頭部が釣台下端部に接触する事態を招き、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月18日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広